

国語

会員 若林 功晃



はじめに

早いもので、弁護士登録から3か月が経過した(本稿執筆時点)。まさしく光陰矢の如しである。

修習期間中から感じてはいたことであるが、いざ弁護士業務を開始し、日々起案に明け暮れる中、日本語の重要性和面白さを再認識している。

「ペンは剣より強し」を地で行く法律家にとって、日本語のリテラシーは言うまでもなく基幹能力である。中でも、「てにをは」と「同義語」に関する能力は極めて重要であると感じている。

「てにをは」能力

「てにをは」を自在にかつ敏感に操れることは、日本語ネイティブにとっての生命線といえる。恩師の1人である英語教諭が、「英文法は、定冠詞(the)の用法をマスターするのに4年、冠詞(a)の用法をマスターするのに8年かかる」と仰っていた(やや記憶が曖昧なので、逆かもしれない)。日本語の「てにをは」もそれと同じ位置にあるのではなからうか。当然ながら起案を推敲する際は、「何か違うんだよなあ」といった程度の漠たる感触に基づいて「てにをは」を調整するわけだが、そういう感触を持つことに感謝しなければとつくづく感じる。

「同義語」能力

「同義語」能力の必要性は、如何に同じ内容を違

う表現で繰り返せるか、という点に見出せる。もちろん、重要な部分については、全く同じ表現を連ねても構わないのだろうが、起案も一つの文章である以上、延々と同じ表現が続くのは書き手としてもどかしい。しかし、表現を変えたことによって、文意に漏れが生じたり、余計な意味が加わるのは本末転倒である。豊富な語彙と、正確な知識と、多くの文例に出会った蓄積がものを言うところである。

強引なまとめ

仰々しく2分類などしてみたが、結局は、「意味が同じ文・違う文」が見分けられるかどうか、に尽きるものと思われる。思い出せば、小学校のころの国語のテストで、「傍線部と同じ意味の文を探して抜き書きしなさい」といった類の問題がよくあった。なんと的を射た出題であることか。当時は、日本人が日本語を教わるなんてちゃんちゃらおかしいや、などと生意気なことを考えていたが、己の不覚を恥じるばかりである。

さいごに

以上、書くネタに困った末に、よく考えれば至極当たり前のことをもっともらしく論じてみた。思えばこの「自明なことを大仰に表現する」こともまた弁護士としての重要なスキルではないか、と自己弁護をしつつ、筆を置かせていただく。